

○山口県警察の巡査長に関する訓令

昭和42年6月30日
本部訓令第14号

(趣旨)

第1条 この訓令は、巡査長に関する規則（昭和42年国家公安委員会規則第3号）に基づき、山口県警察の巡査長の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(巡査長の設置)

第2条 警察本部の課、室、隊、学校及び警察署（以下「所属」という。）に、巡査長を置く。

(巡査長の行う職務)

第3条 巡査長は、巡査として勤務するほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務をともにする巡査（巡査長たる巡査を除く。以下同じ。）に対し、自己の勤務を通じて実務の指導に当たること。
- (2) 勤務をともにする巡査の勤務について必要な調整をすること。

(巡査長に充てる巡査)

第4条 巡査長には、指導力を有し、かつ、実務経験が豊富な巡査であつて、次の各号のいずれかに該当するものから選考して充てるものとする。

- (1) 勤務年数が6年（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者にあつては2年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）にあつては4年）に達している者
- (2) 巡査部長昇任試験、巡査部長昇任選抜又は巡査部長昇任選考に合格している者

(巡査長選考委員会)

第5条 巡査長の選考を行うため、警察本部に、巡査長選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は警察本部長、委員は警察本部の各部長をもって充てる。

(巡査長選考の方法)

第6条 巡査長の選考は、所属長から推薦された巡査について、書類審査により行うものとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、面接審査を併せて行うことができる。

(巡査長に充てる巡査に対する教養)

第7条 巡査長に充てる巡査に対し、巡査長の職務その他巡査長としての必要な教養を行うものとする。ただし、巡査部長昇任試験、巡査部長昇任選抜又は巡査部長昇任選考に合格している者に対しては、これを省略することがで

きる。

(その他)

第8条 この訓令の運用に関し必要な事項は別に定める。